

平成 24 年第 2 回更別村議会臨時会会議録

平成 24 年 5 月 11 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 2 回更別村議会臨時会を開会いたします。(10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。 岡出村長
村 長	本日ここに、平成 24 年第 2 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 新年度を迎えた 4 月からこれまでの間、異常な日照不足に加え、5 月 3 日から 6 日にかけての断続的な大雨が融雪水と重なり農地、道路等に冠水等の被害を受けているところであります。 現在、目視的な被害は大きくないものの、これらによって大幅に農作業が遅れ、また全体的な水位の上昇から今後の影響に注意を払うとともに有効な対策を検討しなければと思っているところであります。 全国的にも集中豪雨、竜巻等の異常現象が各地で多発しておりまして、気象の安定を願うものであります。 本臨時会におきましては、この大雨に伴う緊急対策のため専決処分いたしました補正予算の件と更別村税条例の一部改正についてご審議をお願いするものであります。 よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。(10 時 03 分) 本日の議事日程はあらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、7 番本多さん、1 番高木さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

高橋議会運営委員長

議会運営委員長

議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。

さきに、第2回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ5月11日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

議長

日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。

議長

日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

村長

一般行政報告について口頭にて補足をさせていただきます。

1の大雨及び融雪による被害対応についてであります。

1枚めくっていただきますと、別紙でございます。

この度の大雨及び融雪による被害対応についてであります。

気象の経過につきましては、低気圧の通過に伴いまして、平成24年5月3日の昼から5日にかけての降雨による雨量は187ミリということになっております。5月6日、15時頃から再び雨が降りまして22時までの短期間に雨量が22ミリということでもございまして、総雨量が209ミリとなったところであります。これが雪解け直後の降雨であったために地盤に水分が含まれていたことによる表面流出の被害が発生したということでもあります。この被害につきましては平成12年の時と似かよってございますので参考として記載をさせていただいております。

経過及び対応等の取り組みでございますが、5月3日、昼過ぎから降り始めた雨は5日までに総雨量187ミリとなったところであります。

5月4日は役場職員による巡回及び道路被災箇所のバリケードの設置をしております。

5月5日、役場職員による巡回、その時に村道東12号南10線から南11線間に集水された雨水が道路を越流したことによりまして、決壊の恐れがあるために排水作業、これは南9線沿いの更別側明渠にポンプアップをして流すということにしたわけでありまして、この被害対応のための補正予算の専決処分を同日行っております。本件につきましては、本日の臨時会において承認をお願いするものであります。排水作業、段取りが15時に始まりまして、排水開始は22時となったところであります。

5月6日に入りまして、役場職員による巡回及び排水作業を見回っております。再び15時頃から降り始めた雨が22時までに短期間で22ミリの降雨となったところでありまして、3日からの雨量を合わせますと209ミリとなったところであります。

5月7日、役場職員による巡回及び排水作業の見回りということでありまして、農作物の被害調査、冠水、浸水、流水箇所、数箇所を確認しております。道路路肩崩落2箇所、道路側溝5箇所、床ぎらいの必要があったということでありまして、これらにつきましては、道路等につきましても補修で対応出来るものであります。

5月8日、役場職員による巡回及び排水作業の見回りを行っております。

現在のところ、ビート、芋、小麦に被害が確認されておりまして、合わせて16.7ヘクタールとおさえているところであります。

この被害につきましては、随時把握をしまして報告をすることといたしております。

以上、これまでの対応について報告とさせていただきます。

議 長
議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番 本多さん

7番本多議員

ただ今、村長から報告があったわけですが、農地の被害状況、農作物、昨日も北海道新聞あたりに十勝の被害状況というのが210ヘクタール程度だったと思うのですが、その中に更別村も結構な被害があると思っていた中で、更別村は入っていないわけですが、どういう基準とされているのかお聞きしたいと思います。

議 長
村 長

岡出村長

被害の確認の都度、振興局に報告するということになってございまして、たまたま更別村の被害のおさえが第1陣の締め切りに間に合っていなかったということでございまして、先程説明した16.7ヘクタールを

含む被害につきましては既に報告済としているところです。随時、被害をおさえた時点で報告するというようにしてございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

昨日の新聞にも出ておりませんでしたので、こういった被害というのは後世に残していく必要があるのか、きちんと記録していくのが必要かと思ったので質問しました。

議 長
村 長

岡出村長

概算で報告するという手もございましたけれど、実際、関係機関とも打ち合わせをしながら、ある程度正確なところをおさえて報告ということで少し時間はかかったということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

今、被害が 16.7 ヘクタールで冠水、浸水、流水箇所、数箇所となっていますが、流れた箇所が数箇所というのは、何箇所でもどの位の面積なのか、作物は何が流れたのか教えて下さい。

議 長
産業課長

安部産業課長

今、全部の確認が終わっているわけではないのですが、流水の分については、ビートの直播分 1.5 ヘクタールというのを確認しております。箇所数については 3 箇所までは確認しておりますけれども、それ以外については、まだ報告がまとまっておりません。その他の流出被害については馬鈴薯等もあるかと思うのですが、被害額の算定が出来ないということで流出の被害ということではなく、冠水の被害とさせていただきます。

議 長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

被害額はいらないのですが、面積で複数となっていて、ビートが 1.5 ヘクタール 1 箇所、流れたのが 3 箇所というのは、これはビートばかりではなくて芋も流れているということになるのか。それで 3 箇所合わせるとどれ位になるのか。ビート 1 箇所でも 1.5 ヘクタールというのはすごく大きいと思います。それで 3 箇所もあって、先程、本多議員からも話があったけれども、こんなに大きな被害があるのに報告が遅れたか何か知らないけれども十勝管内の被害の状況の中で更別村が入っていないというのはちょっと疑問に思う。

議 長
産業課長

安部産業課長

3 箇所と言ったのは 3 回に分けて被害報告がビートの直播の分の流出分です。3 回に分けて被害報告があったのを 3 箇所と言い間違えてしまいました。まずその点を訂正願います。最初は 0.3 という報告を受けておまして、その後、0.8、1.5 ヘクタールということでありまして、箇所数については申し訳ありませんけれども、現在確認している最中でございます。

議 長

6 番 堂場さん

6 番堂場議員

いずれにしても 1.5 ヘクタールというのは大きいと思うのです。流れたということは全滅だから。冠水や何かとは違うから。そういうふうに解釈して良いのですか。

調査中だったらわかるけれども、おそらく 1.5 ヘクタールというのは違うと思うのです。こんなに流れたら大変だ。だから 3 回周って 3 回足して何箇所か足したらこの位になるというようなことで部分流出だと考えられるので後からまとまったら教えて下さい。

議 長
副 村 長

三好副村長

今、ビートの部分で 1.5 ヘクタールということでお話をさせていただいているところなのですが、大変恐縮なのですが、箇所数については正確な部分をちょっとおさえ切れていないので、後程整理していきたいと思っております。これは 1.5 ヘクタール部分につきましては直播で撒いたビートの部分で再播が必要な面積ということでおさえられているところでございます。その他にビートの冠水が 1.7 ヘクタール、小麦の冠水が 10 ヘクタール、馬鈴薯の冠水が 3.5 ヘクタールということでおさえさせていただきますけれども、村内かなりな場所で冠水しているということで箇所数を把握するのはかなり難しい中で全体の蒔き付けの面積に対してどの程度冠水しているのかという比率を元に現在のところは数字を出しているということでございます。

議 長
6 番堂場議員

6 番 堂場さん

だから箇所数、何箇所かある部分的な箇所を足した合計がこれだけですよという面積でしょ。それなら了解するけれども箇所数がまだ調査中でわからないでこれだけの被害面積もありますというのも、またおかしいのだけれども、そうでなかったらこんなに大きな被害にならないと思うのです。だからわかるけれども箇所数を積み重ねるとこれだけの被害面積になるということだよ。金額なんて出るはずがないのだから。

わかりました。

議 長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

今、村長からお話がありましたように、12 号を越えてきた水の件は 12 年前に大災害を起こした所です。それで私も高規格道路の設計の段階から水なし川ですから必ず水が来るよと開発の説明会にも何回も質問していたのですが、それでこの間、村長を頭にして早急な対応をして、今、舗装の上は越えなくなっているのが現実ですけれども流れてはいます。それで最初、高規格道路の路肩も崩れまして、雨水管も全部詰まっていまして、業者も来まして掃除はしていましたが、結局、やはりこの際、開発が出来上がっていませんので、もう少し地元も担当者でお話をしたのは事実なのですが、やはり将来的には災害がある度にポンプアップをしているような状態ではまずいので、明渠排水等も地元の人にもお話ししたのですが、きっちり考えていくことと、開発も現実に流れましたので、今 14 線、期成会、本多さん会長で

やられている、私も入っていますけれども、果たしてあそこまできちんとあの量が流れるのかどうかも含めて、再検討はちょっと難しいのでしょうかけれども、農地の買収も終わっていますけれども、やはり雨水管の改良とか色々あると思います。今は路肩が全部崩れて埋まっていたから、ぶつかって溢れた状態ですけれども、その辺お話したのですけれども開発の対応はどうだったのでしょうか。

議 長
副 村 長

三好副村長

今回の雨で開発の方も高規格の関係でも現地を視察していただいているところでございます。その中で村の方も被害の状況の写真等を撮影しまして今後連休明けにその辺りを整理して開発、道あたりに対応の方を協力要請していきたいと思ってございます。ただ、いずれにいたしましても平成 12 年にもこのような雨で越流したという経過がございますので、恒久的な対応が必要だということで、そのためにはむやみやたらに進めるわけにもいかないものですから、越流の原因も調査をかけた中で関係機関に協力要請をしていきたいと思っています。ただ、今のところまだもう少し整理をした中でお話をしていかないとなかなか話が進まないところがございますので、今後はなるべく早い段階でそういったものを整理して関係機関に要望していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

これで質疑を終わります。

日程第 5、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

日程第 7、承認第 2 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

承認第 2 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)の専決処分の承認を求める件であります。

平成 24 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規程により、これを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告

し、承認を求めるものであります。

1枚めくっていただきますと、専決第2号でございます。

専決処分書、平成24年度更別村一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分するということでございます。

理由といたしまして、歳入歳出予算について、平成24年5月4日の大雨による出水に対応するため、緊急に補正する必要が生じたが、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

まためくっていただきまして、平成24年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,046,296千円とするものであります。

歳出の6ページをお願い申し上げます。

6ページは歳出でございます。

款11 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費におきまして、1,500千円を追加するものであります。

これは委託料でございまして、この度の出水によりまして12号南10線から南11線間で溜まりました水を南9線沿いの明渠に緊急排出するため、ポンプホースを設置して、その排水業務を委託する経費ということでございます。排水期間を5月5日から5月18日の14日間を見込みまして、予算措置をさせていただいております。道路を越えなくなりましてもかなりの水量があそこに溜まってございまして、これが地下浸透して下への影響があると二次的な災害にもつながりますので、極力汲みだけ汲んでなくしてしまいたいということから5月18日まで予算を見たところでございます。

次に歳入の5ページをお願い申し上げます

5ページは歳入でございます。

款18 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、1,500千円を追加させていただくものであります。これは前年度繰越金を見込み、1,500千円追加し、緊急対応の財源としたものであります。

以上、説明といたします。

承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議	長	<p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第 2 号、平成 24 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。</p> <p>本案は、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第 2 号は承認することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第 8、議案第 23 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>岡出村長</p>
村	長	<p>議案第 23 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。</p> <p>更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。</p> <p>改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関連条文の改正、及び阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用に係る条文の削除を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。</p> <p>2 の要旨でございますが、この要旨を含めて荻原住民生活課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上提案説明とさせていただきます。</p> <p>荻原住民生活課長</p>
議	長 住民生活課長	<p>(議案第 23 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑の発言を許します。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第 23 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>

議

長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。
これにて平成24年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10時45分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 24 年 5 月 11 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 高 木 修 一